

教 指 第 1 1 6 3 号  
平成 1 6 年 (2004年) 1 0 月 1 9 日

山口県学校薬剤師会長 様

山口県教育庁指導課長

毒物劇物危害防止対策総点検の実施について (依頼)

学校理科薬品等の適正な管理については、平素から御指導及び御助言をいただきお礼を申し上げます。

さて、山口県健康福祉部薬務課長から学校における毒物劇物危害防止対策総点検を実施するよう依頼がありました。

つきましては、各公立学校長に対し、別添写しのとおり依頼しましたので御配意をお願いいたします。

〔 高 校 教 育 班  
担 当 木 村  
E-mail:kimura.kaori  
@pref.yamaguchi.lg.jp  
TEL 083-933-4595  
FAX 083-932-2701 〕



教 指 第 1 1 6 3 号  
平成 1 6 年 (2004年) 1 0 月 1 9 日

各 公 立 高 等 学 校 長  
県 立 高 森 み ど り 中 学 校 長  
県 立 下 関 中 等 教 育 学 校 長  
県 立 盲 ・ 聾 ・ 各 養 護 学 校 長  
様

山口県教育庁指導課長

毒物劇物危害防止対策総点検の実施について（依頼）

学校理科薬品等の適正な管理については、平素から十分な配慮をお願いしているところ  
です。

さて、健康福祉部薬務課長から別添写しのとおり毒物劇物危害防止対策総点検の実施に  
ついて依頼がありました。

ついては、下記により標記点検の実施をお願いします。

また、総点検票（別紙 9）の電子媒体を希望される場合には、件名を「総点検電子媒体  
希望」とした電子メールにて連絡をお願いします。

記

- 1 毒物劇物危害防止対策総点検の日である 1 1 月 1 1 日（木）に実施するものとし、  
当日実施できない場合は、できるだけ近い日に実施すること
- 2 総点検は、各校の薬品管理責任者のもとで実施することとし、総点検によって発見さ  
れた問題点等については、早急に対策措置を講じるとともに、必要のあるときは学校薬  
剤師、管轄健康福祉センター（下関市内の学校については薬務課）の指導を受けること
- 3 総点検票は 3 部作成し、2 部を 1 2 月末日までに指導課に提出し、1 部は、点検記録  
として 3 年間保存すること
- 4 専門学科において管理している薬品については、別様にして同様に実施すること  
この場合、点検票の学校名欄に学科名等を記入すること

高 校 教 育 班  
担 当 木 村  
E-mail:kimura.kaori  
@pref.yamaguchi.lg.jp  
TEL 083-933-4595  
FAX 083-932-2701



薬 務 第 5 7 0 号  
平成16年(2004年)10月12日

教育庁指導課長 様

健康福祉部薬務課長

毒物劇物危害防止対策総点検の実施について(依頼)

このことについて、平成16年4月23日に開催した山口県毒物劇物危害防止対策協議会において協議、決定しました毒物劇物危害防止運動実施要領に基づき、11月の強化月間実施事項として、小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び教育研修所における毒物劇物に係る管理体制の総点検を別紙実施要領により実施することとしました。

ついては、別紙実施手順により、公立小・中・高等学校、特殊教育諸学校及び教育研修所に対する別添総点検票の配布及び回収についてよろしく願います。

山口県薬務課  
麻薬毒劇物班  
担当：尾上  
Tel083-933-3020  
Fax083-933-3029

# 毒物劇物危害防止総点検実施要領

## 1 目的

毒物劇物を取扱う事業所、学校等において、毒物劇物の適正な取扱い、設備等の点検及び教育訓練等の管理体制について、自主点検（危害防止総点検）を実施することにより毒物劇物による危害防止活動の一層の推進を図る。

## 2 実施日

平成16年11月11日（木）又はその前後で実施可能な日

## 3 実施事業所等

(1) 毒物劇物製造業者

(2) 業務上取扱者

ア 1 m<sup>3</sup>以上の毒物劇物貯蔵タンクを有する事業所

イ 法第22条第1項に規定する届出を要する事業所

(3) 毒物劇物農業用品目販売業者

(4) 小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所、専修学校

(5) 大学、短期大学、大学校、高等専門学校

## 4 実施方法

実施事業者等は総点検票により自主点検を行う。

## 5 ヒアリング等

薬務課及び健康福祉センターは提出された総点検票に問題点、不明な点等がある場合は、必要に応じ適宜ヒアリング及び立入検査を行う。

## 実 施 手 順 （公立学校 用）

### 1 総点検実施の通知等

公立小中高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所、高森みどり中学校、下関中等教育学校は県教育指導課を通じて配布された、総点検票（別紙9）により総点検を実施すること。

### 2 総点検票の回収

次のとおり総点検票（別紙9）を回収すること。

#### (1) 公立小中学校

市町村教育委員会は、管内の公立小中学校から11月末日までに4部（教育委員会・教育事務所・県教育庁指導課・薬務課分）回収すること。

#### (2) 公立高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所、高森みどり中学校、下関中等教育学校

県教育庁指導課は公立高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所、高森みどり中学校、下関中等教育学校から12月末日までに2部（県教育庁指導課・薬務課分）回収すること。

### 3 総点検集計表等の送付

#### (1) 市町村教育委員会

総点検集計表（別紙10）に、回収した総点検票3部を添えて、平成16年12月末日までに教育事務所へ送付すること。

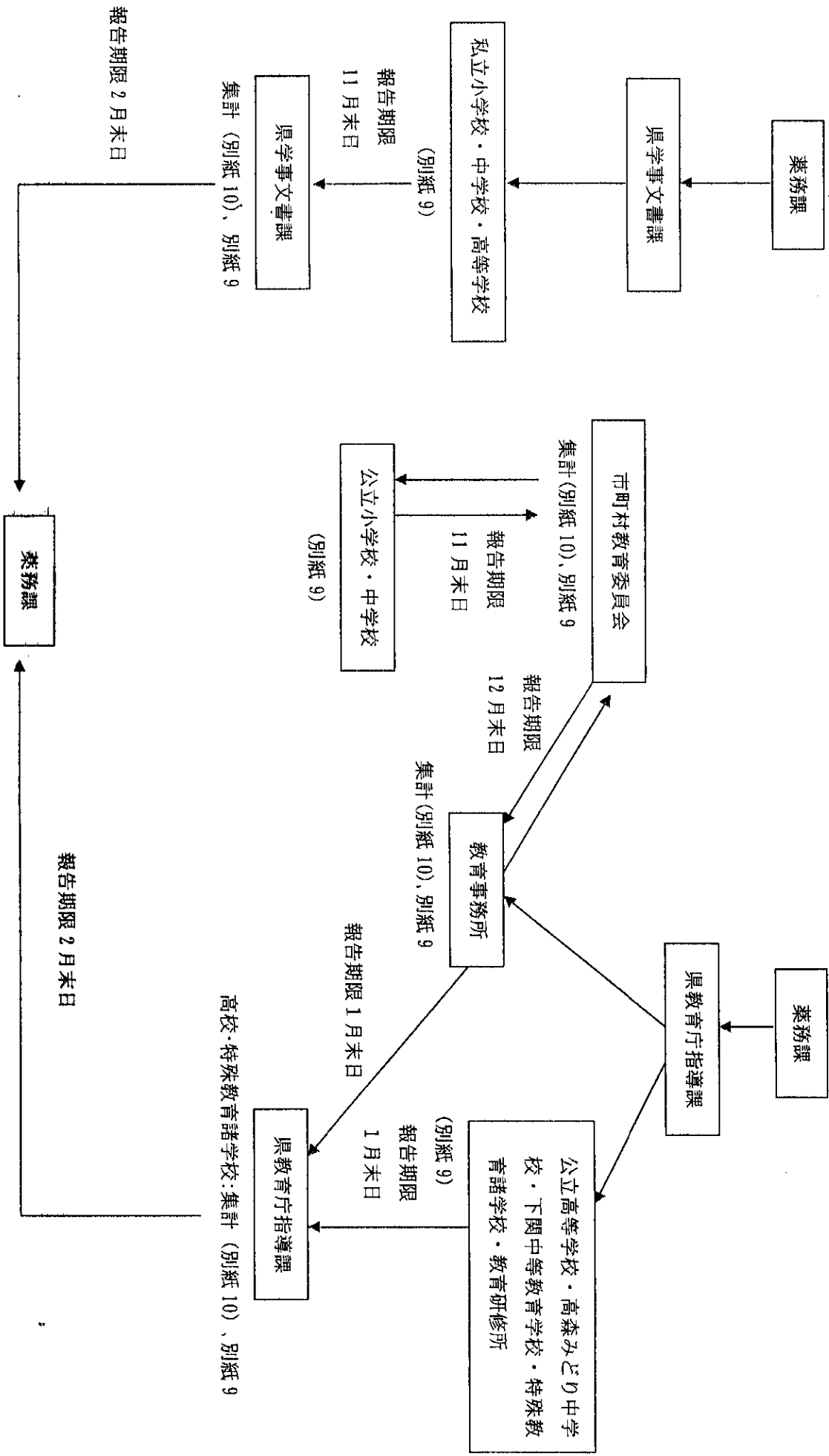
#### (2) 教育事務所

市町村教育委員会から報告のあった総点検票2部及び管内市町村教育委員会総点検集計表を集計した総点検集計表（別紙10）1部を、平成17年1月末日までに県教育庁指導課に送付すること。

#### (3) 県教育庁指導課

公立高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所及び高森みどり中学校の結果を集計した総点検集計表に、公立高等学校、特殊教育諸学校、教育研修所及び高森みどり中学校から回収した総点検票1部、教育事務所から回収した公立小中学校の総点検票1部及び総点検集計表を添えて、平成17年2月末日までに薬務課へ送付すること。

## 2 学校関係



## 総点検実施上の注意事項

- 1 総点検は11月11日（毒物劇物危害防止対策総点検の日）に実施するものとし、当日に実施できない場合は、できるだけ近い日に実施すること。
- 2 総点検は毒物劇物取扱責任者（管理責任者）のもとで実施するものとし、総点検によって発見された種々の問題点等については、早急に対策措置を講じるとともに、必要のあるときは管轄健康福祉センター（下関市内の学校については薬務課）の指導を受けること。
- 3 総点検票は、公立小中学校にあっては11月末日までに市町村教育委員会へ4部、私立小中高等学校にあっては11月末日までに県学事文書課へ2部、公立高等学校、特殊教育諸学校及び教育研修所にあっては12月末日までに県教育庁指導課へ2部提出すること。

## 毒物劇物危害防止対策総点検票（学校理科用）

学校名

点 検 事 項		点検結果	改善完了年月日
1	概 管理責任者が選任され、管理されているか。		
2	保 毒物劇物保管庫のある部屋（理科準備室等）は、施錠されているか。又、 管 鍵は適正に管理されているか。 場 児童、生徒が自由に出入りできないよう管理されているか。 所 保管場所には、消火器などの防火器材が備えられているか。		
3			
4			
5	保 保管庫は専用となっているか。 管 堅固な構造及び材質であるか。 庫 「医薬用外毒物・劇物」の表示があるか。 常 常に施錠されているか。 地 地震対策として、落下転倒防止措置がとられているか。		
6			
7			
8			
9			
10	保 毒物、劇物は、他のもの（普通物薬品等）と混置されていないか。 管 自然発火や化学反応等を防止するため、酸・アルカリ等類別ごとに整理し 方 て保管されているか。又、薬品の落下転倒防止措置は適切か。		
11			
12	容 薬品容器として、飲食に使用する容器が使用されていないか 器 移し替えや調整した毒物、劇物には、成分、濃度、「医薬用外」及び赤地 に白色で「毒物」又は白地に赤色で「劇物」の文字が表示されているか。		
13			
14	帳 管理するための帳簿を備え、品目ごとの、購入年月日、購入量が記載され 簿 ているか。 使 使用した場合は、使用年月日、使用量、使用者名、保管量が記載されてい るか。 定 定期的に、在庫量と帳簿量の確認を行っているか。		
15			
16			
17	廃 実験後の廃液は適正に廃棄しているか。 棄 使用目的のない毒物、劇物を所有している場合、廃棄処分の検討が行われ、 適 適正な廃棄が行われているか。		
18			
19	そ 学校薬剤師に依頼して毒物劇物の管理状況（保管庫、保管状況、在庫量と 他 帳簿量の確認等）について年一回以上点検を受けているか。 定 定期的に点検し、点検結果を学校長へ報告しているか。		
20			
学校薬剤師氏名		点 検 者 (管理責任者氏名)	
学校薬剤師点検年月日	平成 年 月 日	総点検年月日	平成 年 月 日

注1 点検結果欄は、良好：○印を、一部不良：△印を、不良：×印を、該当なし：－印を記載すること。

注2 不適事項については、改善のうえ改善完了年月日欄に完了日を記載すること。

なお、総点検票の提出期限までに、不適事項を改善できない場合は、「改善完了年月日」欄に、改善完了予定年月日を朱書きすること。

注3 点検票は、点検記録として3年間保管すること。

注4 学校薬剤師点検年月日欄には、総点検より以前に学校薬剤師から点検を受けた日を記載すること。



毒物劇物危害防止対策総点検集計表

市町村教育委員会・ 教育事務所・ 学事文書課 ・ 教育庁指導課

学 校 数		小学校		中学校		高等学校		特殊教育諸学校等	
点検実施学校数									
点検結果	適合学校数								
	不適合学校数								
	改善完了学校数								
点検項目	番号	不適合項目数				改善完了項目数			
		小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校	小学校	中学校	高等学校	特殊教育諸学校
管 理	1								
保管場所	2								
	3								
	4								
保 管 庫	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
保管方法	10								
	11								
容 器	12								
	13								
帳 簿	14								
	15								
	16								
廃 棄	17								
	18								
そ の 他	19								
	20								

注：「改善完了学校数」及び「改善完了項目数」欄には、改善完了の予定年月日が朱書きしてあるものを含めること。